

社会福祉運動研究（その2）

——理論・実証研究から導出される
若干の論点をめぐって——

久 富 善 之

はじめに：（その1）から1年間の集団研究の経過

昨年の（その1）における「社会福祉運動研究の課題と方法」^(註1)の提起から、2つのゼミナール（'75年度社会福祉演習、'75→'76年度社会福祉演習）と久富・岩村による運動理論研究会という形で進めてきた。その間個別運動事例研究としてとりあげたものは、

（障害児者問題に関して）

- A, 与謝の海養護学校づくり（京都府）
- B, ゆたか作業所づくり（名古屋市）
- C, 北海道情緒障害児父母の会
- D, 北海道の障害者運動（全般の動向）
- E, 〳の障害者労働権保障（〳〳）
- F, 身障者のためのまちづくり（東京）

（教育・保育問題に関して）

- G, はとポッポ共同保育所（札幌）
- H, 風の子共同保育所（〳〳）
- I, 雪ん子共同保育所（〳〳）
- J, 白楊学童保育所づくり（〳〳）
- K, 「教育とくらしを守る白石区実行委員会」（札幌）
- L, 少年少女活動センター

(1), 久富善之「社会福祉運動研究（その1）」, 序説：社会福祉運動研究の課題と方法」（『北星論集, 13号』1975年）

(生活・健康を守る運動として)

M, 断酒会(北海道)

N, 勤医協診療所づくり(当別)

O, もみじ台保健所づくり(札幌)

P, 全国腎臓病患者連絡協議会

Q, 札幌交通遺児を励ます会

(老人問題に関して)

R, 老人医療無料化運動(札幌)

S, 杉並老後をよくする会(東京)

T, 文京区老令保障推進協議会(東京)

(住民運動として)

U, 苫東大規模開発をめぐる運動

V, 大雪縦貫道に反対する自然保護運動

W, 函館山自然保護運動

X, 辻堂南部環境を守る会(藤沢)

Y, 中の沢環境を守る会(札幌)

Z, 岩内原発反対運動

ほぼ以上のような26事例である(註2)。分野的には、低所得者運動が欠けているのを除けばかなり網羅しつつあると考えている。傾向として、本州方面の事例は、その分野で“典型的に発展した運動”，道内は典型的と否とを問わず、現状と実態を、といった選び方になっている。そこには、「秀れた典型事例から学ぼう」「北海道の運動をどう進めるか」というセミナーとしての問題意識の底流の反映が見られる。

理論問題に関しては、研究生岩村氏(’75 セミ, セミ委員)と私を中心に、1) 社会問題論, 2) 運動組織論, 3) 地域福祉論の3つの研究会を組織して、各分野の既存理論の検討、これまでの事例研究成果の理論化、今後の事例研究への課題提示、といった3つの柱で進めて来た。

(2)、26事例中、13事例は’75年度ゼミによるもので、その報告は『1975年度社会福祉ゼミ論集, 社会福祉運動とコミュニティ』(1975年度久富ゼミ, 1976)、に収録されている。なお’75→’76ゼミで取り組んだ13事例についても、現在報告書作成中である。

社会福祉運動研究（その2）

本稿は、こうした流れの中で、一年間の成果と今後の研究方向とを明確にするために、久富・岩村の共同討議をふまえて作成されたものである^(注3)。

(3) 本稿作成にあたっては岩村氏と全面的に協力し、第一次原稿は分担して執筆し、最終稿の責任は全て久富が負った。

I 個別事例研究蓄積から導出される若干の論点

個別運動事例研究の蓄積の中から何らかの共通項ないし一般法則的なものを見い出そうという試みは、いまだそのための分析の枠組を十分確立できていない(注1)。ここでは、それら事例研究の報告をひとつひとつ見渡したなかでの、浮び上って来た論点のみ検討して行きたい。

1. 社会福祉運動と社会福祉労働者

すぐれて典型的に発展した運動には、必ず専門力量を持った労働者ないしその集団の介在を確かめることができた。そうした労働者(ないしその集団)が運動組織化に果たす役割は、①、すぐれた専門的実践力によって、支配的な福祉観を打ち破る社会福祉実践を行うことによって、「対象者」その家族の、「真の願い」要求をほり起す。(障害児が発達する、重度障害者が労働できる、乳児の発達、患者の立場に立つ医療、等々)。②、そうした実践をふまえて、「対象者」その家族の集団的話し合いの場を設け、その要求の自覚化・組織化・運動化する組織者の役割、(父母の会、患者の会、等の組織化)。③、ややもすれば急性・短絡になりやすい「対象者」その家族の運動に、理念・展望を持てるようにし、ねばり強い組織的・持続的な取り組みができるようにする。(学習会の組織化、内部機構づくり、会報の発行等。)(注2)

社会福祉の領域で、言葉の真の意味における要求主体は、「対象者」とその家族と言えよう。社会福祉の領域では立ち上ることに困難性があると言われるこの要求主体自身が、集団的に立ち上って来る時の力強さは想像以上のものがある。その力を、専門性を持った労働者(ないしその集団)が、そのすぐれた専門実践力と組織力とをもって、引き出しているのである。

こうして組織化された運動は、支配的な福祉観をのりこえる社会福祉実践内容というものを起点にしているが故に、それを媒介にして呼び起

(1)、本稿のⅢ以下で、その再構築をめざしている。

(2)、この3点は『75ゼミ論』p. 189の武宮氏の発言に事例も含んで詳しい。

され組織化された要求は、具体的なアピール内容を含んだ社会福祉理念と、その制度的実現要求へとたかまって行く。そこでは、支配的な福祉理念克服の展望と制度づくりと日常実践内容の三者が一体となって、運動が進められている。ここに、こうした運動の創造性・持続性・発展性の秘密があるのではないか。

しかし、とりわけ1970年代に入って、「対象者」その家族の運動は、こうした経路でのみ発生しているのではなく、むしろ、そうしたすぐれた実践や専門労働者の媒介なしにも、その意味で「自然発生」的に噴出して来ている^(註3)。それには三つのインパクト、①、社会問題全般の深刻化、②、すぐれて発展した運動の影響の普及、③、地域住民運動の全国的高揚、があったと考えられる。特に、すぐれた実践者集団の形成という点で遅れのみられる北海道では、こうした経路での運動発生が大部分である。その場合、運動は、創造性・理念性・持続性等の点で弱点をかかえて展開し、その多くが要求の一部実現と補助金とによって政策・行政の側にとり込まれる（政策主導型への逆転）状況である。このことの問題性やそのメカニズムについては、また独自に追究するとして、ここでは、その分野の労働者の実践と接触・親近性のない形で自然発生した「対象者」その家族の運動は、現場の労働者・その集団ないし組合運動と事実上の対立関係に入ることが多くある点について考えたい。この問題についての我々の結論は端的に言って、「対象者」その家族の要求と運動とを原点にして考え、この要求の実現を保障する所にこそ社会福祉労働の使命がある、ということである。であるから、要求主体の運動のこうした盛り上りこそが、社会福祉労働を「体制の補完物」などと言わせないだけの、社会福祉労働の意義づけと、それにふさわしい労働実践内容づくりを迫っているのではないか^(註4)。その点で、「対象者」その父母の要求が当面労働条件改善に反するの理由をもって、労働組合が要求主体に敵対するのは、本末転倒と言わねばならない。

(3)、この動向については、『'75ゼミ論』p. 94 の橋上氏発言に指摘がある。

(4)、「対象者」の社会福祉運動の発展が、“社会福祉労働論”に新しい観点を迫っているという点は、細川順正氏も指摘している「社会福祉労働論」（一番ヶ瀬・真田編『新版社会福祉論』有斐閣双書、1975年）

2. 「施設づくり運動」の今日的意義

「運動の制度化と制度の運動化」という視点を提示し、社会福祉要求運動は社会福祉政策とかかわる以上、それは何らかの「制度化をかちとる」ことをめざしていること、その制度化が、政策主導型への逆転になるのかそれとも運動発展の拠点になるのか、という点を課題提起して来た。(注5) そうした「制度化」の頂点として施設づくりが考えられ、またすぐれて典型的に発展した運動の場合、施設づくり運動として展開したものが多し。こうしたいくつかの事例を材料に、「施設づくり運動」の今日的意義を考えてみたい。

社会福祉施設づくり(保育所、学校、学級、診療所づくりも含んで)運動の展開に共通して言えることは、①、教育・保育・労働・医療等に対する極めて切実な問題・要求があるにもかかわらず、現行の政策の下ではそれが制度的に保障されない、という状況がある。②、切実な要求を持つ「対象者」その家族、及びそれにかかわる労働者などが何らかのきっかけで集団化・運動化して、その保障を行政当局に対して要求するけれども一向に取り上げられない。③、その際運動のいくつかは、やむにやまれず「一日も待てない」ということで、自分達でそういう保障の場をつくろうとする。これがいわゆる「共同施設」づくりである。④、「共同施設」づくりは、その物質的基盤についての公的保障のない所から出発するので、一方で、行政に対して当面の一定の援助の要求、更に制度化の要求の運動を展開しつつ、他方その間、場所・建物・経営・専門労働者・「対象者」等を運動の中で確保して行かなければならない。⑤、発展した運動は、そうした困難・悪条件を克服するだけの力や工夫を、労働者集団や「対象者」その家族の集団の中から生み出して来る。悪条件なればこそ、それをやり抜くための、より強い団結、より大きな組織化、より合理的かつ民主的な運営、より献身的な組織・実践活動等々。⑥、その中で物的条件が悪いからそれだけ内容が悪いというのでなしに、逆に共同施設だから、現行制度の支配的福祉理念をのりこえるようなすぐれた実践内容が生み出され、それが共同施設の維持・発展を確保しよう、支援しようという、専門労働者、「対象者」その家族、から

(5)、前出抽稿(『北星論集13号』) p. 152.

地域の人々までの共通の確信となっている。⑦、しかし、そのような各層の献身的な努力も数年を経て一つの限界に到達する。父母負担の限界とか、経営上の財政行き詰り、労働者の職業病、或いは劣悪な条件の中で発生した悲しむべき事故。しかし、こうした行き詰り、限界で共同施設がつぶれる、という結末に終るのではなしに、あらゆる献身的努力にもかかわらずこうした限界点に到達した原因が明らかにされるなかで、制度的保障への要求（行政に同様の施設をつくらせる、ないし共同施設を認可させる）が、共同施設を維持させるために払われたあらゆる努力と、それを支援した様々の力とを一点に集約する形で、巨大な力でしかも熾烈に闘われることによって、ついに「制度化」がかちとられる。

⑧、こうしてかちとられた「制度化」は、制度化した以上もうすべて行政におまかせする、といったことではなしに、教育・保育・労働・医療等の保障の理念と内容は、運動の側がつくって来た、そのことを行政に認めさせて、それに対する物的・財政的保障をさせる、ということの意味するので、かちとられた物的条件の中で、よりすぐれた実践内容をめざす方向で理念と内容がひきつがれて行く。(註6)

以上、すぐれて発展した「施設づくり」運動にみられる共通の特徴を8点にまとめたが、これらから、その今日的意義を考察するならば、①、現行政策・制度内では保障されていない「対象者」の教育・保育・労働・医療等々の要求を、労働者、「対象者」その家族、地域の人々の共同の力で、実現し保障する場、②、その中で現行政策・制度の支配的福祉理念をのりこえる実践内容とその理念を最も創造的に生み出す場、③、その場の確保のために、「対象者」その家族を中心に、施設の民主的な維持・運営・管理の力量を試される場、民主的な施設運営における、「対象者」その家族、労働者の力量形成と参加のあり方が試される場、④、「制度化」がかちとられた後も、すぐれた実践と理念の創出の場、諸社会福祉運動の地域的拠点。といったおよそ4点が指摘できる。

こうした要求保障の内容と理念が運動的に形成されて制度化がかちとられる場合とは別のケース、例えば北海道における情緒障害児父母の会

(6)、以上8点については、『75ゼミ論』p. 191～193の久富発言に、事例も含んで詳しい。

の運動と、情緒障害児学級の設置の例では、前述した専門労働者の実践と組織化が有効に介在しない、という弱点とも重って、ともかく形としての学級をつくれ、ともかくつくった、といったことが争点となり、そこでいかなる教育・治療の内容を保障するか、ないし生み出すか、という最も大事な点への要求主体の自覚が高まらないまま、運動体の行政依存姿勢が深まる、といった事態がみられる。(註7) ここでも、専門労働者の側の要求の受けとめと、要求主体との結合の課題が問われていると言えよう。

3、運動の中での“小集団民主主義”

一年前の提起の中では、「組織内及び組織間の民主主義の確立の問題」として、行政に取り込まれ易いボスの、非民主的運営と、要求運動を持続できる民主的運営との、組織分析による弁別を課題とした。またそこでは、若干の住民運動の中で試された、「全員参加全員賛成民主主義」を例示した。(註8)

事例研究の分析の中で迫られたのは、ボスの←→民主的（行政協力型←→要求運動型）といった単純な弁別にとどまらないで、組織が一応民主的に運営されていても、実質は構成員1人ひとりの意志反映・参加が全く不十分である、といったいわゆる「民主主義の形骸化ないし空洞化」の問題の解明であった。実際、行政からの団体助成金自身、行政による協力団体育成、運動団体取り込み、の手段に確かになっているが、全てがそうとは限らず、むしろ自律的要求運動のための物的保障として活用している例もあった。そこではリーダーの自律的姿勢もさることながら、実質的な民主主義がどれだけリーダーを支えているかがポイントである。また要求運動団体が、内部の民主主義を十分機能させることができず、事実上リーダーだけによる活動の中でジリ貧状態にある例もみられた。

運動における内部民主主義の問題は、形式上の弁別に止まらず、実質

(7) こうした点については、『75ゼミ論』中の青木氏「北海道情緒障害児父母の会」及び、「障害児者問題グループ小括」に詳しい指摘がある。

(8) 前出拙稿（『北星論集13号』）p. 152, p. 156, p. 160, 参照。

民主主義がどう実現されるのか、が課題となる。その点について、運動事例分析の中から、新たに「小集団民主主義」の課題を提起したい。

運動の発生期に共通に見い出せるものとして、要求主体の小集団場面がある。何らかの契機や条件によって、客観的には同じ問題、同じ要求をかかえた人が数名集った状態。もし、その場に、安心して、何でも自由にしゃべり合える雰囲気醸成されれば、そこに出される生の声は、たとえ表現は稚くとも、同じ要求を持つ人呼びさまし、またそれを聞く人の心をゆさぶる。こうした過程・経験を通じて、長年うっ積された感情の解放が行われるだけでなく、個人の中に閉じこめ、事実上自覚化されなかった要求の集団的自覚化が行われる。

社会福祉要求とは、生活構造上の何らかの欠落の社会的解決を要求するものであるが故に、個人がそれをまさに個人の問題として受けとめている限りは、要求として自覚化されない。したがって、客観的な要求は、まず個人によって自覚化・主体化され、しかる後にそれが組織化されるといったプロセスをたどるのではなしに、むしろ最初から集団場面で、主体化と社会化が同時に行われると考えるべきではないか。「集団あるところに要求自覚あり」である。安心して悩みを自由に語り合える場の体験を通して、自らの要求の怨念のこもったゆがみを修正しつつ、その正当な部分の集団的承認を受ける。こうして主体化・社会化された要求は、要求主体にとってまさに主体化されたものであり、同時に社会化されたものであるが故に、同じ問題をかかえた他の人々に対する社会的伝播力を持つ。その意味で、最初の小集団は、運動にとっての「始動小集団」とも言うべきものである。

運動組織は、“組織化”がその生命である。組織の内でも外でも、運動へのエネルギーを不断に組織化することが要請される。それがあってはじめて、組織の民主主義も実質的に機能することになる。「安心して何でも自由に語り合える小集団」は、「始動小集団」に止まらず、新たなメンバーの組織化の際にも、また既存メンバーの運動参加意欲を不断に再組織化するためにも、大きな役割を果すものではないだろうか。そして、「全員参加・全員賛成民主主義」といったことも、大会・総会等に一律に適用できる原理ではなく、実はこうした小集団の中でこそ生き

て働く原理ではないだろうか。その意味を含めて「小集団民主主義」の内容を整理するならば、①、全員に十分発言の機会が与えられる程度の小人数、②、そこで発言した内容をもって社会的制裁を受けることはあり得ない、という安心感と相互信頼、③、誰でも自由に発言できる、或いは思い切って発言することが励まされる親愛の雰囲気、④、発言内容の一つ一つが、熱心に聞かれる、聞き返されるということを含んだ尊重の雰囲気、そして後には⑤、正しいことは行動に移そうという、積極的作風。(註9)

こうした「小集団民主主義」が末端において生き生きと機能して行くことが、運動組織全体としての実質的民主主義を保障して行く大きな柱になると考える。(註10)

(9)、こうした、安心・自由の小集団の意義については、コミュニティ・オーガニゼーションの理論家M・G・ロスも、その第1原則の中で指摘している。『コミュニティ・オーガニゼーション——理論・原則と実際——』(岡村重夫訳、全社協、1968) p. 170~177.

(10)、運動体の発生時ないし、発生後における「小集団民主主義」の中での要求の主体化、社会化については、以上の様な面だけに止まらず、社会全体の民主主義のレベルとの関連がある。つまり社会福祉要求とは、生活構造上の何らかの欠落の社会的解決を要求するものであるが故に、そうした社会的解決が当然の権利としてどの程度社会的に承認されているか(「憲法 25 条生存権規定の社会的理解の水準」と言い換えてもよい)と重大な関連がある。この点については、真田は「社会福祉と社会運動」(『新版社会福祉論』有斐閣 1975年) P. 60参照。

II 理論面での二つの検討

理論問題の本格的検討は我々の中で、全体としては、まだ不十分である。ここでは、(1)、社会問題・社会福祉問題の今日的構造、(2)、住民型運動組織論、の二点について仮説的提起を試みたい。その他、(3)、運動の価値形成と理念創出、(4)、社会福祉運動論の地域論との接点、(5)、運動の地域性・地域差をめぐって、等、我々の研究会の中で繰り返し議論になった諸点があるが、本稿に記すに至らなかったので、(その3)以降の課題の体系的解明の際を期したい。

1. 社会問題・社会福祉問題の今日的構造

我々は、主として真田是・宮本憲一両氏の理論業績を学び、検討した。(註1)

真田氏の社会問題理論から、次の4点を学んだ。①、社会問題が資本制社会の階級的社會構造の必然的産物として客観的な必然性をもって生み出されてくる。②、独占資本主義段階においては、都市問題等が階級・階層を貫いてカテゴリー化され、また「地域開発」という「自然の濫奪、人民のわずかな所有物の収奪、生活環境の破壊を急速に進める政策」(註2)に対して反対住民運動が噴出する事態も生れている。③、社会問題は被抑圧者の具体的生活困難を、その敵対的で生々しい具体性そのものにとらえる「具体性の観点」(註3)が重要である。④、社会問題の激

(1)、主として学んだ両氏の著作は以下のものである。

- 真田 是『現代社会学と社会問題』青木書店、1965年。
- “ 『社会問題と資本主義社会』汐文社、1972年。
- “ (共著)『社会体制と社会問題』青木書店、1970年。
- “ (共編著)『現代日本の社会問題I』、日本資本主義と社会問題』汐文社、1966年。
- 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、1967年。
- “ 『 “ (改訂版)』有斐閣、1976年。
- “ 『日本の都市問題』筑摩書房、1969年

(2)、真田 是『現代社会学と社会問題』p. 206.

(3)、 “ “ p. 147~154.

化が、その被害者における問題自覚と運動を生み出して来る過程は、大きく見ると矛盾の激化とその止場という人類史的過程の一環としてである。(もう一点、社会問題認識自身が階級的・運動的である点については、前出拙稿(『北星論集13号』)で展開した)

これらをふまえて、「社会問題・社会福祉問題の今日的構造」を解明する我々の分析枠組を仮説的に提示したい。

社会福祉運動論の中で、社会問題論を重視するのは、それが運動の発生基盤、その客観的背景をなすと考えるからである。

社会問題とは、①、諸個人・諸集団の生活再生産上に起っている障害(困難)で、②、社会的にひき起され(発生原因の社会的性)、③、深刻化し、その個人的解決が難しい、ないし個人的解決努力自身ますます深刻化をよび起す等社会的な深刻化メカニズムが存在し、④、その社会的解決の必要性が認識されるが、そうした個人的ないし社会的解決努力を妨げる要因ないし力が社会的に強く働く、そういう問題を言う。社会福祉問題とは、社会問題の中で、その社会的解決努力が、歴史的に成立して来た社会福祉政策とかかわるものについて、そうした属性に着目して名付けられた名称であり、本質においては社会問題と何らかわらない。

したがって、社会問題は二つの観点から追究される、①、発生・深刻化・解決努力妨害という社会的メカニズムの追究、②、個人、家族、集団の上にもたらされている生活困難の具体的様態の追究。この二つの観点は真田氏の社会問題の「法則性と具体性」という観点と重なる。このことは、社会問題の“解決”ということ自身が、①、諸個人・家族・集団の上で起っている具体的生活困難の当面の除去、という側面と、②、社会的な発生・深刻化・解決努力妨害のメカニズムの除去、という側面、の二つを意味せざるを得ない、こととも重なっている。

これら二つの観点ないし二側面が、一応相対的には独自である点を確認しながらも、それらはまた全く別個に考えるべきものではなく、客観的な発生原因からしても、問題の認識過程からしても、またその“解決”への運動発展過程からしても、相互に連なり合っているものである。そこで、この二つを媒介するものとして、三層構造アプローチを考

二点である。

法則的な社会問題が、個人・家族の生活困難に具体化され、その具体的な問題の自覚から出発する要求運動が、法則性の認識と法則そのものを変革するに至る、という大きな人類史的位置づけの中で、地域構造がそのどの方向においても、現代の中心的媒介項になっているとの認識が、我々が社会福祉運動論の中で、地域論をとりわけ重視する際の課題意識に他ならない。

三層構造アプローチのそれぞれの理論内容と、その具体的適用については、別の機会を期して、ここでは大枠の仮説的提示にとどめた。

2. 住民型運動組織論

運動組織論は、その点でのマルクス主義、非マルクス主義の代表論者と思われる細谷昂氏と塩原勉氏の理論^(註4)を学び、検討した。塩原勉氏の運動論については、我々の視点が事実上その影響を受けたり、部分的に援用している面が若干見い出されるが、基本的には我々の社会心理学的素養の不足のため、その成果を吸収し切れず、今後の重要課題として残った。細谷昂氏の運動組織論からは大要以下の点を学んだ。①、“要求”概念の客観的かつ主観的構造、つまり社会の客観的・構造的矛盾が主体的実践へと転化するその結び目こそ“要求”のそうした構造である。②、運動論の中での組織論と認識論との相即、つまり運動においては目標と成員要求が、外的条件と内的条件が、組織の発展と認識の変革が常々結びつけられなければならないし、そこに指導性の役割がある。

この二点については、我々自身の基本視点とした。しかし細谷氏の運動組織論が、労働者階級の階級的要求の社会革命運動への組織化という基本軸で貫かれている点については、我々が当面課題としている社会福

(4)、主として学んだ両氏の著作は以下のものである。

- ・細谷 昂『現代社会学と組織論』誠信書房、1970。
- ・塩原 勉「社会変動における運動過程」(『今日の社会心理学6、変動期における社会心理』培風館、1967)
- ・塩原 勉「運動における主体の形成過程」(『現代社会学講座V、人間形成の社会学』有斐閣、1964)

社会福祉運動研究（その2）

社運動には必ずしも適用できない面が多く、この二点を基礎にしながらも我々自身の住民型運動組織論の構築を迫られた。

「対象者」その家族——要求主体は、階級・階層的に必ずしも同一でないのを特徴とし、しかも前述したように当面は地域性をもって組織化されるという特徴をもつので、これを“住民型”運動と名付けた。(註5) そのことは、いわゆる地域住民運動との類縁性ないしオーバー・ラップにも対応している。

政党が政治要求・政治綱領を基本に、労働組合等が経済要求を基本に、サークルが文化要求を基本に組織化されているのに比べて、住民型組織は、生活困難——生活要求という基本的には経済的要求を当面は地方自治体政治レベルを中心に経済的政治要求として運動する、という特徴がある。そこでは同じ公害の被害を受ける者とか、同じ病気に思った者等、階級・階層的に同一でないとは言え、生活の日々の再生産の具体的困難の切実さという点では第一義性を持った問題と要求の共通性を見出すことができる。しかし、階級・階層の同一でない組織形成は、言い換えれば様々の社会層の生活経験や、直接的で共通な問題・要求に関連する諸生活要求が雑多に持ち込まれて来ることを意味する。しかし今日の住民運動・社会福祉運動の発展を見る時、そのいった住民的雑多性がマイナスに働くのではなしにむしろプラスに働いている面を認めることができる。例えば一番ヶ瀬氏が今日の福祉問題を「特殊な層の特殊な問題といった対処を許さない深刻さと広がり」(註6)と特徴づける時、その意味を、社会福祉の「対象者」ないしそれと同じ問題をかかえた人々が国民諸層から不断に拡大再生産されており、そこに諸層のこれまでの生活体験や運動経験や豊富な知識が次々と持ち込まれて、そのことがこれまで「立ち上るのが困難」と言われて来た「対象者」その家族を要求主体として活性化させている、ということだと理解することができる。

政党や労働組合の「少数は多数に従う」という、多数決原理と組織規

(5)、この点については、真田 是「社会福祉と社会運動」（『社会福祉論』有斐閣 1968年）に示唆を受けた。同書 p. 93 参照。

(6)、「現代の生活実態と福祉問題」（『ジュリット臨時増刊、特集：現代の福祉問題』1973, 6, 25, 有斐閣）

律を基本にする民主主義のあり方に対して、住民型組織は前述した「小集団民主主義」「全員参加・全員賛成民主主義」をとって行かなければ組織そのものを有効に運営できない。しかしそのことも単なる弱点になっているのではなしに、そうした民主主義的運営の一つ一つの展開、その中での階級・階層をこえた人と人との共通理解の進展、そして諸要求の統一綱領的整理への発展、それらはまさに基本的には被抑圧者の側にある諸層が、支配者側からの様々の分断の枠をのりこえて自分達の要求・利害の共通性と相互理解に達することであり、それは同時にそうした社会構造的関係についての社会科学的洞察を含んでいる。この意味で、住民型運動組織においては、組織運営における民主主義と、認識論的發展とがまさに表裏一体になって進展するのである。これは組織内民主主義だけでなく、組織間の民主主義、つまり要求を共通にする組織同志、当面は違う（ある時は対立する）要求でも大きな目標では共通する組織同志が、どう連帯し相互理解し、共闘できるかという問題をめぐっても同様である。組織内の民主主義と認識発展を基盤にした、他組織との民主的関係の形成は、認識発展の視野を飛躍的に拡大することにつながる。逆に言えば住民型組織がそういう認識論的視点を抜きにして、組織論だけ先行させた共闘を追求したのでは、幹部共闘に終ることが多いと考えられる。

Ⅲ 社会福祉運動研究の課題体系（再論）

昨年度（その1）で、社会福祉運動への七つの視点をあげたが、以上のような議論を踏まえる中で、我々は運動研究の課題の体系化を迫られた。こうした課題体系は、一方では個別事例研究により具体的な研究視点を与えるものであると同時に、個別事例研究の findings を集約し意味づける枠組でもある。

社会福祉運動研究の課題体系は現段階では以下のように整理される。

1、社会福祉の組織・意識構造

- (1)、社会福祉領域の保守的性格
- (2)、社会福祉の行政と地域組織の構造
- (3)、社会福祉の意識構造

2、今日の社会問題・社会福祉問題

- (1)、社会構造的視角から見た社会問題
- (2)、地域 〃 〃 〃 〃
- (3)、生活 〃 〃 〃 〃
- (4)、社会福祉問題の発生・深刻化メカニズム
- (5)、社会福祉問題の具体的様態

3、社会福祉運動の組織過程

- (1)、社会福祉要求の客観的・主観的構造
- (2)、 〃 の主体化・社会化過程
- (3)、運動組織の諸側面
- (4)、組織化の発展過程

4、社会福祉運動の意識変革

- (1)、意識構造上の変革課題
- (2)、運動展開上の意識変革課題
- (3)、運動過程における意識変革メカニズム

(4), 学習の持つ意義・機能・課題

5, 社会福祉運動の制度化・理念化・政策化

- (1), 運動の制度化と制度の運動化
- (2), 運動における価値形成・理念創出
- (3), 運動の政策化と政策主体形成

6, 社会福祉運動と地域住民主体形成

- (1), 住民運動における地域住民主体形成
- (2), 社会福祉運動と住民運動との連帯
- (3), 住民による地域福祉計画づくり
- (4), 住民の地域福祉の民主的管理能力形成

昨年の(その1)の提起に比べて, ①, 1の課題の重要性が強調され, この部分での具体的調査研究が提起されている。②, 2.~6.の課題は一応昨年から触れられて来たことではあったが, それぞれの中味がこの一年間の実証研究と理論研究の中でより豊かになり, また体系化された。③, 地域論の媒介構造的な性格がそれぞれの課題の中に自覚的に位置づいた, の三点で前進していると考ええる。

Ⅳ 個別運動事例研究の方法（再論）

1. 運動「後追い」主義克服の課題

昨年の段階では、社会福祉運動という分野では、近年の運動の各方面での前進に対してその研究が圧倒的に遅れているという前提があった。ともかく早急に秀れて発展した運動を追跡し、それが生み出した組織面、意識変革面、理念面等々の成果を明らかにすることをめざした。しかし、昨年度後半から今年度にかけてこうした前提認識を一定修正せざるを得ない状況に追い込まれた。その契機は、地方財政危機・福祉見直し論の下での社会福祉要求運動がいくつかの局面でいわゆる「ゆきづまり」「カベ」にぶち当たって来たこと、そのことはまた我々と運動実践者との間の関係にも若干の変化つまり、研究への資料提供協力者が「成功した秘けつを教えてあげよう」から、「どうして行ったらいいのかいっしょに考えてくれ」と変るといふ場面に出会うことになって来た。我々は、運動家の次の様な表明、「生命維持の現場にいる住民たちの立場からの発言が必要（その不足が）住民以外の立場からの発言をかえて増大させ、事態をいささか混乱させているのではなからうか。^(註1)」に出会って以来、運動研究の自己限定に苦しみつつ、秀れた研究のフォローを主たる方法として来た。しかし、今や秀れて発展している運動、行きづまっている運動も含めて我々のフォローと分析が真にめざすものは、「運動の科学的批評」（戸坂潤の言う意味での“科学的批評”^(註2)）に他ならないこと、その時に単にフォローだけを繰り返しているのでは、「運動後追い主義」の批判を免がれないことの自覚を迫られた。

我々は一方で、研究する側がすでに「正しい理論」を所有しているが如き研究者の不遜な態度の誤りについての自覚と自制を明確にしつつ、もう一方で運動家に教えてもらったものをまとめて自らの研究成果とし

(1)、安藤元雄「住民運動と住民の権利」（高木 鉦作編『住民自治の権利』法律文化、1973年）

(2)、戸坂 潤「イデオロギー概論」（『戸坂 潤全集第2巻』頸草書房 1966年）p. 127

てそれで満足している研究者の怠慢と無責任に止ることはできない。社会福祉運動の背景・発生・発展に関して、理論と実証の両面からのアプローチを深めて、運動理論の体系化につとめる一方で、個々の運動についても、その成果、到達点、課題に関して“科学的批評”を行いうるだけの力量の形成につとめなくてはならない。

2、事例研究の課題体系との結びつき

昨年は個別事例研究の方法として、①、基礎データ収集、②、運動過程分析、③、組織関連分析、④、要求分析、⑤、理念分析、を提起した。①～③は基礎作業としてのその重要性が再確認されたが、④、⑤は十分具体的活用ができない弱点を持った。その意味では、④、⑤は①～③と同列に並ぶものではなく、また①～③の基礎作業の上に行われるべき分析は決して④と⑤に止るものではなく、むしろ、前述の課題体系の全体が吟味されるべきものであろう。勿論、サブ・テーマも入れると30に及ぶ課題体系の一つひとつについて、個別事例研究担当者が細かく研究を進めることは非現実的なので、担当者はその事例にふさわしいテーマを課題体系の中から一つないし数個選んで、その点を深く調査、研究する、というスタイルが考えられる。これは、個別事例研究担当者にとっては、ただ運動経過をフォローするだけではない、自分のテーマに即して個別運動事例研究を深める必要をも提起している。

と同時に、個別運動事例研究蓄積の総体を見る場合には、そうした突出した一つないし数個の側面だけでなく、課題体系の全体に対応する形での一覧表的整理に基く全体的分析が有効であろう。

社会福祉運動研究（その2）

おわりに：社会福祉運動研究の今後

現段階の我々の自覚として、①、（その3）以降は、Ⅲで提起した課題体系にそった、体系的な展開が迫られている。②、そのためにも、Ⅳ—2で提起したような個別事例研究のより深い解明を、'75→'76 セミ、'76→'77 セミでの事例研究を中軸に推進して行かねばならない。③、これらと並行して、地域論・組織論・意識論等の理論摂取と今日の問題状況にふさわしい再構築が課題となっている。④、すぐれた運動のフォローに止らず、北海道の現状をどう分析するかが、地域論とも結合した我々の社会福祉運動論が具体的に背負わねばならない課題となった。の四点がある。

岩村氏を先頭にして、'75セミ、'75→'76 セミの全てのセミ員諸氏の労を、共同研究者としてともにねぎらいつつ、今後の研究の発展を期したい。（1976年10月）

The Studies of Social Welfare Movements (Part II)

— Several Findings Led from Studies This Year —

Yoshiyuki KUDOMI

From the writing of “Part I”, we have stored up the case-studies of social welfare movements on the one hand, another we have stepped forward with regard to the discussion of some theoretical issues.

In “Part II”, I will pick up four points at issue from these studies.

- 1) The role of social welfare workers about the growth of social welfare movements.
- 2) The importance of “small group democracy” at the beginning of movements and during the evolution.
- 3) The structural analyses of social problems and social welfare problems — life-structure, community-structure and social-structure.
- 4) The theory of social movement organization, that explains the new type of social movements — the type of inhabitants.